

新商品開発支援補助金

新たな発想を応援します！

RI～R6年度実績例

陸奥湾産ホタテを使用した
調味料制作支援



季節のヨーグルト
Grape & Berry開発支援



新商品
真空冷凍焼きいも制作支援



夏秋いちごのマドレーヌ【菓秀】
新商品制作支援



海底熟成ワイン
Toriton開発支援



新パッケージ
デザイン制作事業支援



申請様式等の書類は、市役所ホームページへ
QRコードはこちら



詳しくは裏面へ⇒

令和7年度むつ市のうまい！新商品開発支援補助金

【交付対象者】

■市の区域内で事業を営み、次のいずれかに該当するもの

- ①市内に本社のある中小企業・個人（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるもの）
- ②市内に主たる事業所を有する者を主な構成員とする組合又は任意団体
- ③市内に事業所及び住所を有する個人事業主

■令和7年度に本補助金の交付を受けていないもの（1年度につき、1回まで）

■令和4年度～令和6年度の市税を滞納していないもの



【対象事業等】

補助対象事業	補助金額	補助対象経費
①商品の開発等 ②商品の開発等、マーケティング、 販売促進等に関する研究調査 ③外部専門家の招へい ④包装等の開発または改良 ⑤販路拡大または宣伝広告 ⑥その他、市長が必要と認めるもの	補助対象経費合計額 の3/4以内 【限度額】20万円	講師報酬、渡航費、交通費、 宿泊料、消耗品費、 印刷製本費、燃料費、 水道料、電気料、材料費、輸 送費、翻訳代、 広告宣伝費、出店料、 機械器具借上料など

【申請方法等】

- 随時受付しますので、事業着手前に交付申請書及び事業計画書等を提出してください。
- 市の交付決定前に着手した事業は対象になりませんので、ご注意ください。
- 申請された内容を市で審査し、結果を申請者に通知します。
- 補助金は、実績報告の審査による額の確定後、請求に基づき一括して交付します。
- 申請様式は、問い合わせ先または市のホームページからお取り寄せください。

【留意事項】

- 補助対象経費は、消費税相当額を除きます。
- 申請の際には、事業内容及び積算した金額（見積書等）のわかる資料が必要となります。
- 国、他の地方公共団体、公益法人その他の法人及び団体等から他の補助金等の交付を受けて実施するものは、対象なりません。
- その他交付要綱に記載されている内容にご注意ください。

【問い合わせ先】

むつ市商工観光部観光・シティプロモーション課

TEL:0175-22-1111（内線2615） FAX:0175-22-1373

E-mail: kankou@city.mutsu.lg.jp